

静内小学校いじめ防止基本方針

R6 改訂

- ◎ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。その観点に立って、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

ア いじめの定義（北海道いじめの防止等に関する条例第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- （留意点）
- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
 - インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
 - 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
 - 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

イ 本校の基本認識

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、本校児童が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

（いじめの要因とその留意点）

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。
- 児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

2 いじめの防止・早期発見のための基本姿勢

- （1） いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2） 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3） いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、教育相談、日常的な児童観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- （4） いじめの早期解決のために、校内の組織的な取組はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- （5） 学校と家庭が連携・協力して指導に当たる。

3 いじめの未然防止と早期発見のための取組

- （1） 学校生活全体を通して
一人一人がかけがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、日常的な児童観察を通して、「かわりと励まし」を合い言葉に、共感的な児童理解に努める。
- （2） 授業を通して
教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、生徒指導の三機能を生かした授業を行い、自尊感情を育むよう努める。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い学び合いなどを仕組み、児童同士のかかわり合いを促す。

生徒指導の三機能

◎自己存在感、自己有用感を与える
◎共感的な人間関係を育成する
◎自己決定の場を与える
- （3） 道徳の時間を通して
学校の教育活動全体と密接な関連を図りながら、道徳的価値の補充・深化・統合を図り、価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力の育成を目指す。
- （4） 教育相談の実施
児童のわずかな変化をないがしろにしたり、抱える悩みを見過ごしたりすることなく、できるだけ早期に捉え、悩みが深刻化しないように教育相談を計画的に実施する。
- （5） いじめアンケートの実施
「いじめに関するアンケート調査」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。
- （6） 職員会議等での交流
「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員会議や研修などの場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

4 いじめの早期解決に向けての取組

- （1） 組織的な対応
いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い組織的に問題の解決に当たる。
- （2） 事実の確認
情報収集を綿密に行い事実確認した上で、学級や学校としての取組の方針を明確にし指導にあたる。
- （3） 考える場の設定
該当児童だけではなく、学級単位（場合によっては学校単位）で、児童に「話し合う場」と「時間」を保障し、いじめ問題に対して考える場を設定する。
- （4） 家庭との連携
いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を普段以上に密に行い、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- （5） 関係機関との連携
状況に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく。

（取組を進めるに当たっての留意点）

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けることが、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育むことにつながる。

5 いじめの解消の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ◎ いじめに係わる行為が止んでいること
・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ◎ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。